職長教育、職長・安全衛生責任者教育
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
開催のご案内

１．職長及び職長・安全衛生責任者教育　〔定員３０名〕

労働安全衛生法第６０条では、事業場で新たに職務に就くことになった職長、その他作業中の労働者を直接指揮監督する者を対象に、一定の安全衛生教育の実施が義務付けられております。

更に、「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の一部改正により、標記の併行させた教育を受ければ、職長および安全衛生責任者教育課程を修了したことになるよう改められております。（リスクアセスメントを含む。）

労働基準行政の指導により、従来の「職長教育」と、安全衛生責任者教育のカリキュラムも取り込んだ、「職長・安全衛生責任者教育」２コースを同日に併せて開催しますので、該当者が受講されますようご案内いたします。

★職長教育を行うべき業種　★（労働安全衛生法施行令第１９条）

〇建設業　〇電気業　〇ガス業　〇自動車整備業　〇機械修理業

〇製造業（但し、繊維工業、繊維製品製造業、紙加工品製造業を除く）

※製造業については、令和５年４月１日から今まで対象ではなかった下記業種も義務化されます。

「　・食料品製造業　・新聞業　・出版業　・製本業及び印刷物加工業　」

★安全衛生責任者教育を行うべき業種　・・・　建設業・造船業（特定元方事業）

労働安全衛生法第１６条・・統括安全衛生責任者を選任すべき事業者（元方事業者）以外の請負事業（関係請負事業者）においては、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるよう定めております。

☆講習日時　令和６年４月１１日（木）・１２日（金）９時～１７時　２日間

☆講習会場　『黒石建設協会２階大会議室』黒石市八甲 69-17　電話 0172-52-3417

☆受 講 料　※ 職長教育のみ　*１４,４７６円*〔テキスト代（2,376 円）・消費税等含む〕

※ 職長・安全衛生責任者教育　*１５,５７６円*〔テキスト代（2,376 円）・消費税等含む〕

☆申込み締切り　４月１日(月)まで、又は定員になり次第締切ります。

※　受講者には「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」修了証交付致します。

【青森労働局長登録教習機関】

申込先　一般社団法人黒石地区労働基準協会

黒石市大字前町 40－5（黒石市役所通り）

ＴＥＬ　0172－53－5787　FAX　53－5792

２．フルハーネス型墜落制止用器具特別教育　〔定員３０名〕

※人材開発支援助成金対象（詳細裏面参照）

労働安全衛生法施行令等の改正により、フルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）を用いて作業をする労働者に対して、特別教育が義務化されました。（平成３１年２月１日施行）

安全帯の名称を「墜落制止用器具」と改め、その名称・範囲と性能要件を見直し「高さ２メートル以上の作業床を設けることが困難な場所で、墜落制止用器具のうちフルハーネス型の物を用いて行う作業に係る業務」については特別教育を実施しなければなりません。

この機会に、多数受講されますようご案内いたします。

☆講習日時　**令和６年４月１３日（土）**　９時００分～１６時１０分

☆講習会場　『（一社）黒石地区労働基準協会』　黒石市大字前町 40-5

☆受 講 料　８，２５０円（テキスト代（990 円）・消費税含む）

●講習内容

	科　　目	時　間	科　　目	時　間
学科	作業に関する知識	１時間	労働災害の防止に関する知識	１時間
	墜落制止用器具に関する知識	２時間	関係法令	0.5 時間
実技	墜落制止用器具の使用方法等	1.5 時間	学科・実技　合計	６時間

※　受講者には、「特別教育修了証」事業者には「特別教育実施証明証」交付します。
※　お申込みの際は、本人確認のため自動車運転免許証等の写しを添付して下さい。

★連絡事項　※　各講習につき写真１枚（縦３㎝、横 2.4 ㎝）を添え、同封している講習申込書にご記入のうえ、受講料を添えてお申込み下さい。講習当日は、筆記用具持参のこと。

※　各講習お申込みの際に、本人確認のため運転免許証(写)等の添付をして下さい。

※　受講者が最小予定数に達しない場合中止することがあります。

※　申込み後の取消しは、受講開始日の前日までにご連絡があった場合のみ、受講料をお返し致します。（但し、締切日以降の取消しはテキスト代をご負担頂きます）

※　お電話での申込みも受付け致しますが、ご予約後７日間を目処に申込書の送付をお願いします。（申込書が遅れますと、ご予約を取り消す場合がございます。）

※　受講料のご納入は受講開始日の１週間前までにお願いします。

☆受講料の納入は、お振込みも可能です。（下記口座にお振込み下さい）

青森銀行黒石支店　（普）　２２３２６１　みちのく銀行黒石内町支店（普）１３１１７６０
東奥信用金庫黒石支店（普）０９２０５５０　青い森信用金庫黒石支店（普）０９５８７６７
（送金手数料はご負担くださるようお願いします）

（裏面に続く）

☆当協会の講習修了証が、プラスチックカードの様式に変わりました。
　携行しやすく、これまで通り修了証を１枚に統合できます。

氏　名　黒石　太郎

技能講習の種別	番　号	修了証番号	修了年月日
玉　掛　け	登録第112号		
フォークリフト運転	登録第113号		
小型移動式クレーン運転	登録第115号		
ガ　ス　溶　接	登録第119号		
車両系建設機械（整地	登録第		

Sample

備考

注意事項　1. 本修了証は、大切にし、作業中は、必ず携帯すること。
2. 本修了証を滅失し、又は損傷したときは、再交付をうけること。
3. 「備考」の欄は、本人において記入しないこと。

折れ曲がり難く、耐久性に優れています。

当協会において、過去に実施した講習修了証をお持ちの方は、技能講習・特別教育ごとに統合して発行できます。（但し、技能講習は平成１１年５月以降発行のものに限る）
修了証の統合発行を希望される方は、講習申込書提出の際か、当日講習受付のときにご提出をお願い致します。
詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

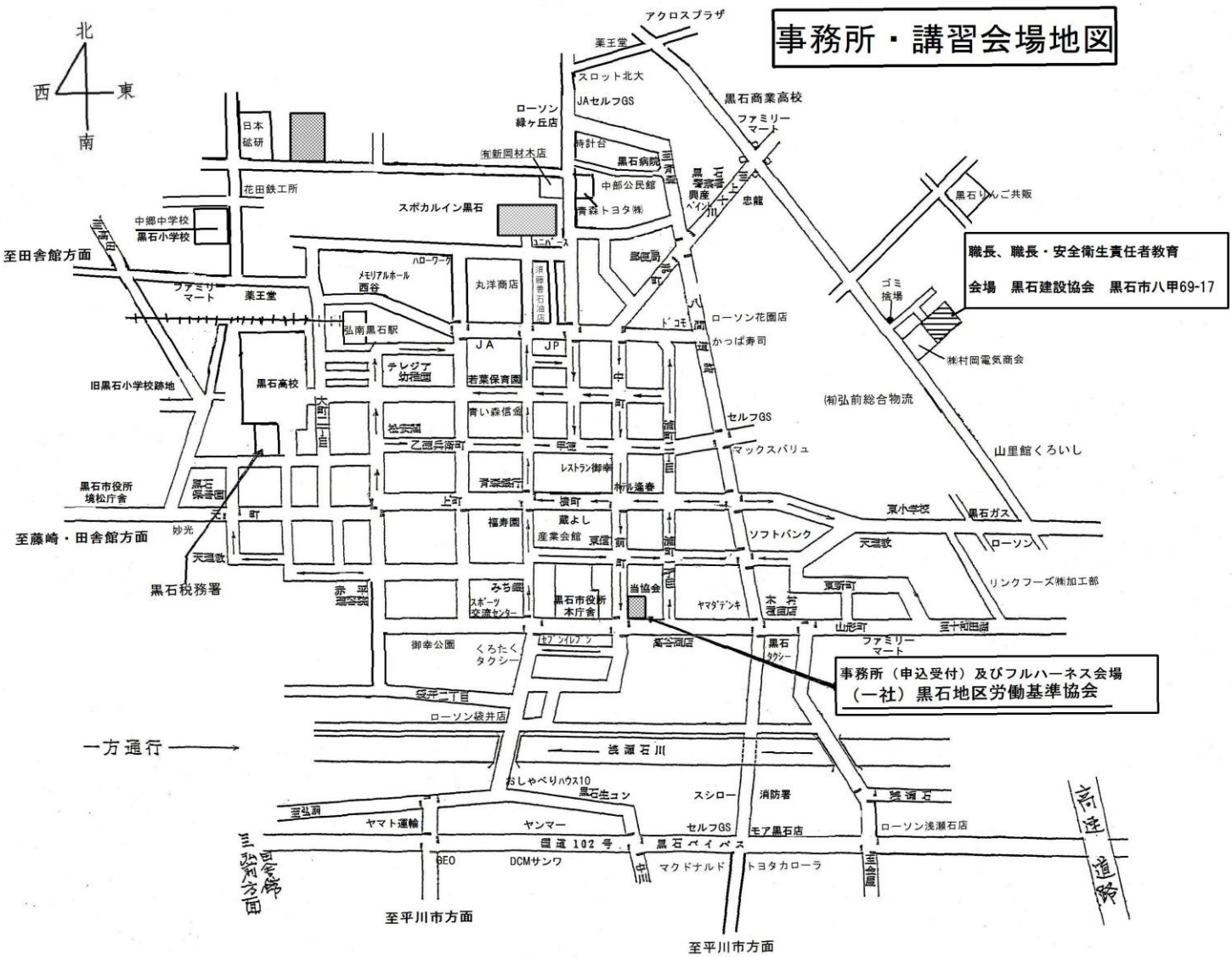

☆　今後の講習開催予定　☆

５月	安全衛生推進者養成講習	１５日（水）～１６日（木）
	小型移動式クレーン運転技能講習	２２日（水）～２４日（金）
	玉掛け技能講習	２９日（水）～３１日（金）
６月	保護具着用管理責任者教育	１日（土）
	フォークリフト運転技能講習	４日（火）～　７日（金）
	刈払機取扱作業者安全衛生教育	２６日（水）
	テールゲートリフター特別教育	２７日（木）
７月	伐木等作業（チェーンソーによる伐木等）特別教育	３日（水）～　５日（金）
	クレーン運転業務特別教育	８日（月）～　９日（火）
	安全衛生推進者養成講習	１０日（水）～１１日（木）
	玉掛け技能講習	１０日（水）～１２日（金）
	小型移動式クレーン運転技能講習	１７日（水）～１９日（金）

人材開発支援助成金のご案内（建設労働者技能実習コース）

標記内容は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や、建設事業主団体に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設業における人材育成や技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

技能実習	経費助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者が、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の3/4（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について一人当たり10万円が上限。
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。	一つの技能実習について一人一日あたり8，550円（但し、雇用保険被保険者数により変動）。一つの技能実習について20日分が限度。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

●経費助成・賃金助成の申請まで

・技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局に提出して下さい。

●人材開発支援助成金支給申請書チェックシート

●人材開発支援助成金支給申請書（建技様式第3号）及びその他添付書類

※登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関等に委託して実施する場合は、計画届の提出が不要です。

・助成金を受けることのできる事業主（但し、受講後助成金を支給申請し支給決定を得た場合のみです。）

① 資本金若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者300人以下の建設事業主

② 雇用保険料率　1000分の 18.5（保険料率が変更となる場合があります）の建設事業主

③ 受講者が雇用保険被保険者であること

④ 法定帳簿（賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等）を確実に整備され、担当課の求めに応じて書類の提出及び報告を速やかにできること

※詳しくは　青森労働局職業対策課（017－721－2003）までお問合せ下さい。